

2019年意匠法改正とその活用のご案内

2020年3月15日

意匠法が2019年5月に一部改正され、新たに意匠登録の対象に画像、建築物、内装などが加わりました。

また、関連意匠制度も強化され、親意匠の商品が既に販売されていても10年間に渡って基本デザインのバリエーションを登録できます。

改正法は2020年4月1日に施行され、画像、建築物などの意匠登録出願はこの施行日以降に可能となりますので、改正の案内とその戦略的な活用をここにご案内いたします。

このご案内が多少なりとお役に立てば幸いです。

ご不明な点、あるいは何かご指摘などがあれば、ご連絡の程をお願い致します。

大塚国際特許事務所

電話：03-52762-3241

Email:opt@patest.co.jp

www.paest.co.jp

弁理士 大塚 康德

弁理士 菅原 英夫

第1 改正法の案内

1-1 画像意匠

機器の操作に用いられる画像、機器が機能を発揮した結果表示される画像は、機器と切り離して、画像単独で意匠登録の対象となりました(意匠法2条2項)。

今後は、画像意匠は、画像そのものをクレームする操作画像意匠、表示画像意匠に加え、今まで通り、物品又は建築物の部分意匠としての登録を受けることができる。

1-2 画像意匠の例 (意匠審査基準から)

操作画像の例



商品購入用画像
(ウェブサイトの画像)

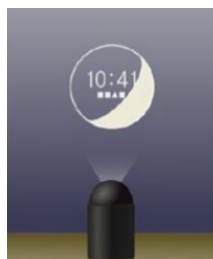


アイコン用画像 (操作ボタンを兼ねる)

表示画像の例



医療用測定結果表示画像



時刻表示画像 (壁に投影された画像)

1-3 登録対象ではない画像

意匠法はその目的から、装飾的な画像、コンテンツ画像(例えば、PCの壁紙、映画・ゲームのコンテンツなど)物品の操作や機能と関係のない画像を登録対象としない。(意匠法2条2項)。審査基準(画像を含む意匠第1章4.1.2)。

1-4 画像意匠の出願方法

出願では、画像を明瞭に特定する「画像図」を提出する。その画像の用途、どのような操作のための画像か、画像の使用方法などを願書に記載する。審査基準(画像4.1.2)。

画像図の一例、説明の一例を審査基準から引用する。(画像4.1.4)

<画像意匠の出願例>

【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示画像

【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直観的に計測結果の状況を知ることができる。

【画像図】



2-1 建築物のデザイン

建築物のデザイン（例：ビルの外観）、内装デザイン（複数の物品、建築物又は画像により構成される店舗、オフィス等の他の施設の内部の設備・装飾）が新たに意匠登録の対象となった。（（意匠法2条、8条の2）

2-2 出願の方法(必要な書類)

➤ 建築物のデザインを特定する図面

建築物の外観を意匠登録の対象とする場合は、外観の図面；

建築物の一部を登録対象とする場合は、その部分の用途、機能が理解できる図面、説明が必要である（審査基準建築物5.4.1）。

➤ 建築物の説明

建築物の具体的な用途を説明が必要である。用途例は下記のように記載する。

例：住宅、校舎、体育館、ホテル。

3. 関連意匠の強化

デザインの世界では、基本デザインが次々とリデザインされるので、リデザインを保護し意匠権の強化を図る意匠特有の制度が必要となる。その特異な制度が関連意匠制度であり、これを使えば本意匠が登録された後でも、また、実施品が販売された後でも、類似する意匠はこれらで拒絶されずに登録される。

関連意匠出願は審査の上、登録されるので、本意匠の類似範囲の確認と、意匠権の権利範囲を拡張する効果を持つ。

3-1 関連意匠の改正点(意匠法 10 条)

➤ 期間の拡大

関連意匠の出願期間は基礎出願から 10 年以内である。従来の出願期間 1 年から大幅に拡大した。

関連意匠は、10 年にわたって先願主義、新規性・創作性の例外の扱いとなり、本意匠と類似する意匠が登録を受けられる大きなメリットを持つ。

関連意匠の出願期間である基礎出願から 10 年以内の出願には、2020 年 3 月末までの旧法の意匠出願/意匠登録を含む。従って、旧法時の意匠出願、意匠登録をベースに新法の関連意匠出願を行うことができる。

➤ 対象の拡大

本意匠には類似しないが、関連意匠に類似する意匠も関連意匠として登録が可能となった。従って、類似の連鎖は無限となる。

4. 意匠権の存続期間 (意匠法 21 条)

(1) 通常の意味匠の存続期間

2020 年 4 月 1 日以降の出願日を持つ意匠権の有効期間はその出願日から 25 年に改正された(21 条)。有効期間 25 年は出願日から計算される。

(2) 関連意匠の有効期間

2020 年 4 月 1 日以降の出願日を持つ、関連意匠の意匠権の有効期間は基礎意匠の出願日から 25 年である (21 条 2 項)。

従って、2020 年 4 月 1 日以前の出願に係る存続期間 20 年の意匠を基礎意匠とする新法の関連意匠権は、基礎意匠の存続期間を超えて存続することも今後は

ありうる。

(旧法の意匠権の存続期間)

2020年3月末までの出願に基づく旧法の意匠権の存続期間は、旧法が適用され、登録日から20年である。この期間は、延長できない。

第2. 新法の下での意匠の活用戦略

画像意匠の戦略

画像意匠だけの出願か、又は、物品意匠の出願がよいのか、あるいは画像意匠と物品意匠の2つを出願すべきかの検討が必要である。

また、日本での意匠出願をベースに優先権出願の予定がある場合は、出願予定国で、例えば日本の画像意匠が優先権主張のベースになりうるのか他国での事情などの考慮も必要である。

1-2 推奨案

審査基準の解説に鑑み、画像意匠の登録方法として、下記を提案する。

- 汎用性のある画像は、画像意匠を出願する。
- 画像の用途が特定の物品であれば、その物品の部分意匠として画像を出願する。
- その画像が、物品の支配的な画像である場合は、画像意匠のみの出願で十分であると思うが、画像意匠に加えて物品の部分意匠の出願を検討すべきであるとおもう。

関連意匠の活用戦略

登録された意匠間にスペースがあるとき、意匠権の範囲が広くなり、意匠が乱立しているときは、意匠権の幅が狭くなる。

関連意匠は、複数の意匠権の権利の隙間なく結び付け、かつ意匠権を拡張でき

る制度である。しかし、使い方を誤ると不利な結果を招くので注意を要する。

我々は下記の要領で関連意匠を活用し、最大限の効果上げる。

1. 類似の意匠はもちろん、類似だと主張したいデザイン（使われては困るデザイン）を類似意匠登録し、類似の確認と権利の拡張に使う。
なお、類似意匠の創作者と本意匠の創作者の同一性は類似意匠登録に不要である。
2. 意匠の出願は許可された出願だけが公報に掲載される。本意匠に類似しないと判断された意匠出願は公表されないので、類似範囲を宣言するために積極的に類似意匠を活用できる。即ち、秘密裏に類否の見解を審査官に求めることができる。
3. 自己の登録意匠に類似する理由で拒絶された過去 10 年間の拒絶理由は、新法によって解消する。過去 10 年間の拒絶件を見直し、必要があれば再出願、関連意匠のメリットをエンジョイできる。
4. 類似意匠で出願すべきところを、間違っ通常出願すると、不要な OA がでる。仮に登録されると、修復不能な無効原因を持つ登録となるので、出願時の類似意匠出願の要否の検討が重要である。
我々は、同時の出願の意匠の相互の関係、過去の貴社の意匠との関係を確認し、類似意匠出願の要否を調べた上で、正しい形の出願を行い、出願と権利の確実性を図ります。

以上